

県境部における汚染地下水流入防止対策

1 県境部地下水実態調査

平成 24 年 6 月に青森・岩手両県合同で実施した県境部地下水実態調査の結果、岩手県 A 地区 2 地点及び青森県県境部 2 地点から同時に 1,4-ジオキサンが環境基準を超えて検出されました。

この結果に、平成 14 年 12 月の第 2 回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会技術部会等において明らかになっている知見(①岩手県側 A 地区の地下水の水位は現場内で最も高く、その地下水は、より水位の低い青森県側へ流れていること。②今回、岩手県側で 1,4-ジオキサンが環境基準を超えて検出された 2 地点は、いずれも青森県側に流れる地下水の集水域の内側に位置すること。)及び昨年 1 2 月に岩手県が行った A 地区の試掘調査の際に明らかになっている知見(試掘調査直後から、それまで安定していた青森県県境部の地下水の電気伝導度が急上昇するなど、岩手県側の作業の影響が青森県側の地下水にも現れること。)も併せて総合的に勘案すると、岩手県側から青森県側に 1,4-ジオキサンを含む地下水が流入していると考えられます。【別添 1】

2 汚染地下水流入による青森県支障除去等事業への影響

現在公表されている岩手県が地下水の浄化を完了するまでの 5 年間、環境基準を超過する汚染地下水が岩手県から本県に流入し続けます。そのため、現在策定中の本県の変更実施計画案の事業期間や事業経費に影響を与える可能性があります。

3 両県協議

上記の結果を踏まえ、7 月 11 日に担当者で、8 月 8 日には文書を持参し、岩手県と協議を行いました。

青森県からは、調査結果を提示し、平成 16 年に環境省が調整して平成 19 年までに岩手県が実施した「青森県への地下水流入防止効果のある措置」が不十分であることが明らかであるので、鋼矢板による地下水流入の遮断を求めました。

岩手県からは、他の要因も検討する必要があるとした一方で、本県への地下水流入対策として鋼矢板による遮水対策を含めて協議を行うこととする旨回答がありました。

4 今後の方針

県境部地下水の因果関係について、岩手県と協議を行うこととします。

本県としては、鋼矢板等による抜本的な地下水流入防止措置を講じることを前提に変更実施計画(案)を策定する考えを示しているところであり、今後ともこの考えに沿って対処してまいります。

地下水分水嶺(岩手県資料)

【岩手県からの汚染地下水流入量(推測)】
 岩手県A地区分水嶺以西(集水域): 約5,000㎡
 現場年間降水量: 約1,550mm
 地下浸透率: 0.25
 ● $5,000 \times 1,550 \times 0.25 = 1,938 \text{m}^3/\text{年} (5.3 \text{m}^3/\text{日})$

● 環境基準超過井戸



測定箇所
 ● : 地下水(井戸)
 ● : 表流水

分水嶺(集水範囲)
 - - - : 従来(合同検討委員会)
 - - - : 見直し
 - - - : 流向・流速結果による追加範囲

資料2 図2 西側県境に係る集水範囲の見直し図 縮尺 1/2,000

